

保険契約者の皆さまへ

日本少額短期保険株式会社

「ご契約のしおり」内容変更のご通知

当社は、2016年12月12日より「ご契約のしおり」の内容を下記のとおり変更いたします。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり」とともに保管いただきますようお願いいたします。

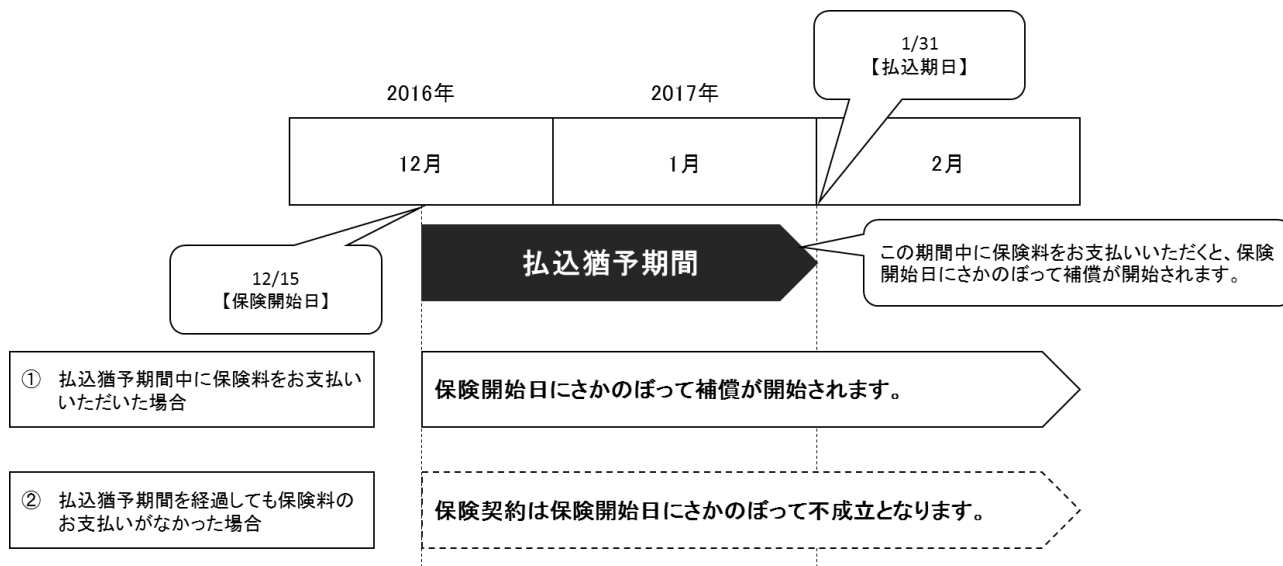
記

- 「保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約」を追加いたします。

1. 概要について

新規契約・更新契約とも、保険料をコンビニエンスストアでお支払いいただく場合に、払込猶予期間を適用します。保険開始日の翌月末日（払込期日）までを払込猶予期間とし、その期間中に保険料をお支払いいただければ、保険開始日にさかのぼって補償が開始されます。なお、払込猶予期間を経過しても保険料のお支払いがない場合は、保険契約は保険開始日にさかのぼって不成立となります。

例) 新規契約または更新契約の保険開始日が2016年12月15日の場合



2. 適用範囲について

新規契約・更新契約の別にかかわらず、コンビニエンスストアでの保険料のお支払いのすべてに適用されます。なお、この特約の適用による補償内容および保険料の変更はありません。



払込猶予期間が適用されるのは、コンビニエンスストアでの保険料のお支払いに限ります。当社代理店でお支払いいただくなどその他のお支払方法には適用されませんのでご注意ください。

3. 条文

<p>保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. この約款において使用する用語は、以下の定義によります。</p> <p>(1) コンビニエンスストア 当社所定のコンビニエンスストア等の収納窓口をいいます。</p> <p>(2) 払込期日 この保険契約（更新契約を含みます。）の保険期間の開始日の属する月の翌月末日をいいます。</p> <p>第2条（この特約の適用）</p> <p>1. この特約は、保険契約者と当社との間に、あらかじめ保険料をコンビニエンスストアで払い込むことについての合意がある場合に適用されます。</p> <p>第3条（保険料の払込み）</p> <p>1. 保険契約者は、払込期日までに、保険料の全額をコンビニエンスストアに払い込まなければなりません。</p> <p>2. 払込期日までに保険料が当社に払い込まれた場合は、当社は、保険期間の開始日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。</p> <p>第4条（保険料の領収日）</p> <p>1. 保険料の領収日は、コンビニエンスストアに払込みが完了した時点の属する日を領収日とします。</p> <p>第5条（保険料領収前の保険金支払い）</p> <p>1. 保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害または費用に対して、当社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払いを受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者の申出がある場合には、支払保険金から未払込保険料を差し引いて保険金を支払うことをもって保険料の払込みがあったものとみなします。</p>	<p>第6条（保険料不払いの場合の保険契約の不成立）</p> <p>1. 払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は初めから成立しなかったものとして取り扱います。（更新契約については、更新しなかったものとして取り扱います。）</p> <p>第7条（保険料の返戻の特則）</p> <p>1. 普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料の返戻については、当社が保険料の領収を確認した後に行います。</p> <p>第8条（準用規定）</p> <p>1. この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。</p>
--	--